答 弁 第 五 七 号 平成十五年五月二十七日受領

内閣衆質一五六第五七号

平成十五年五月二十七日

内閣総理大臣 小 泉 純一 郎

衆 議 院 議長 綿 貫 民 輔 殿

衆議院議員長妻昭君提出地下駅における火災対策設備の現況に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付す

衆議院議員長妻昭君提出地下駅における火災対策設備の現況に関する質問に対する答弁書

一の1について

御指摘 の国土交通省の調査(「地下駅における火災対策設備の現況について」。 以下「本件調査」とい

う。)によって現在の火災対策基準(「地下鉄道の火災対策の基準について」(昭和五十年一月三十日付

け鉄総第四十九号の二運輸省鉄道監督局長通達)及び「地下鉄道の火災対策の基準の取扱いについて」(昭

和五十年二月十四日付け鉄土第九号運輸省鉄道監督局民営鉄道部土木電気課長通達)をいう。以下同じ。)

に 一部適合していないことが判明した地下駅の火災対策設備の整備については、 現在、 各鉄軌道事業者に

いてその方法及び時期を検討しているところであり、それらを地下駅ごとに明示することは困難である。

の2について

お

右に述べた火災対策設備の整備についての責任者は、 各鉄軌道事業者からの報告によれば、 地下駅ごと

ではなく、 鉄軌道事業者ごとに存在しており、その役職名は、 別表のとおりである。

の3について

国土交通省においては、 今回の韓国の地下鉄火災事故にかんがみ、 地下駅の火災対策の一層の充実を図

業者については、 た、 る必要があると考えており、 本件 調査によって現在の火災対策基準に一部適合していないことが判明した地下駅を有する鉄軌道事 今後、 適宜、 その旨を地下駅を有するすべての鉄軌道事業者に指導したところである。 その火災対策設備の整備の状況を把握することとしている。 ま

二の1について

いて、 ŧ お尋ねの この検討の結果を踏まえて、 地下鉄道の火災対策について総合的な検討に着手したところであり、 「地下駅の安全性基準」とは、火災対策基準のことを指すものと解されるが、国土交通省にお 適切に対応していきたい。 現在の火災対策基準について

二の2について

事完成検査の際に確認することとしているが、 地下駅の火災対策設備については、工事施行認可等の時点では、 為をした者には、 地下駅の火災対策基準への適合については、 罰則が適用され得る。 なお、 現在の火災対策基準に一部適合していないことが判明した 鉄道施設の工事施行認可及び鉄道施設の変更認可並びに工 工事完成検査に合格していない地下駅を使用させる等の行 火災対策基準が存在していなかったか、

又は当時の火災対策基準に適合していたと認められたものである。

三について

本件調査によって、今般すべての地下駅について現在の火災対策基準への適合状況を把握することがで

きたことから、今後は、本件調査の結果を踏まえ、現在の火災対策基準に一部適合していないことが判明

した地下駅の火災対策設備の整備の状況を適宜、把握し、公表していきたい。

鉄軌道事業者名	責任者の役職名
帝都高速度交通営団	総合安全・技術室長
札幌市交通局	交通事業管理者
東京都交通局	電車部参事(安全管理担当)
横浜市交通局	運行安全等担当部長
名古屋市交通局	技術本部施設車両部長
大阪市交通局	理事兼建設技術本部技術部長
京成電鉄株式会社	常務取締役鉄道本部長
京王電鉄株式会社	常務取締役鉄道事業本部長
小田急電鉄株式会社	常務取締役交通事業本部長
東京急行電鉄株式会社	常務取締役鉄道事業本部長
名古屋鉄道株式会社	鉄道事業本部土木部土木課長

したため、本欄に記載すべき者はいない。	
が、鉄道施設以外のものであることが本件調査の後に判明	広島高速交通株式会社
現在の火災対策基準に一部適合していないとされた施設	
鉄道部長	北大阪急行電鉄株式会社
技術部長	神戸高速鉄道株式会社
鉄道事業本部技術部長	神戸電鉄株式会社
代表取締役専務取締役鉄道事業本部長	阪神電気鉄道株式会社
鉄道技術部長	阪急電気鉄道株式会社
常務取締役鉄道事業統括責任者	京阪電気鉄道株式会社
鉄道事業本部長	近畿日本鉄道株式会社